（様式１別紙１）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　兵庫県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、兵庫県及び三木市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、三木市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に三木市以外の市区町村に転出した場合：全額

（西宮市の場合）

（２）移住支援金の申請日から３年未満に西宮市以外の市区町村に転出した場合（西宮市北部地域（西宮市支所設置条例における塩瀬支所及び山口支所の所管区域）以外に転居した場合を含む）：全額

（３）兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額

（４）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に三木市以外の市区町村に転出した場合：半額

（西宮市の場合）

（４）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に西宮市以外の市区町村に転出した場合（西宮市北部地域（西宮市支所設置条例における塩瀬支所及び山口支所の所管区域）以外に転居した場合を含む）：半額

（就業の場合のみ）

（５）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

ただし、２（２）及び（４）について、移住支援金を受給した県内市町から県内の他の事業実施市町へ転出した場合や、西宮市北部地域（西宮市支所設置条例における塩瀬支所及び山口支所の所管区域）に転居する場合は、返還すべき額の４分の３について返還を求めないものとする。